

論文

戦前期三等郵便局の経営実態

—滋賀県山上郵便局の事例より—

田原 啓祐

1 はじめに

全国で2万4539局（2009年3月現在）におよぶ郵便局は、国民に最も身近な公共機関であるといえよう。そして2007年10月の郵政民営化以前に存在した特定郵便局は、全国の郵便局のおよそ4分の3を占めていた。

この特定郵便局に関する厳密な定義はなく、1950年2月1日の公達11号において、「特定郵便局長を長とする郵便局」と定義されているのみである。比較的規模が小さく、本来的に局長が転勤せず、地縁性を持つ郵便局として国民になじみのあった特定郵便局の起源は、郵便創業期まで遡ることが出来る。1871年4月20日（明治4年3月1日）に、郵便が東京・京都・大阪の三府間で創業し、三府には郵便役所が、東海道筋の宿駅62か所には郵便取扱所が設置された。このうち郵便取扱所および郵便取扱役が、特定郵便局および特定郵便局長の最初の形であった。1872年1月26日（明治4年12月17日）の大蔵省議によって、郵便取扱人を各地方の有力者から採用し、準官吏として高い社会的地位を名目的に与え、取扱人の自宅を局舎として無償提供させる方針が決定された。1875年1月に郵便役所および郵便取扱所は郵便局と呼称され、郵便局は一等から五等に区別されることとなった。さらに、1886年3月の地方通信官官制により各地の郵便局の等級は従来の五等級制から一等・二等・三等の三等級に区分され、従来の郵便取扱役は三等郵便局長となった。

明治後期以降、郵便局全体の9割を占めた三等郵便局の経営のあり方が、低コストでの郵便サービスの提供の支えとなったと言っても過言ではないだろう。三等局制度については、長所として、①1888年に定められた請負経費の制度（1903年より渡切経費制度が新たに設けられる）により、あらかじめ一定額を見積もって局経営に必要な一切の経費を三等局長へ支給し、職員の給料や局内物品や設備などの一切の費用について責任を負わせることにより経理業務の簡便化を図ること、②地方名望家を国家事業に参加させることにより、その財力・才幹によって経済的な郵便局経営を可能ならしめること、③地方名望家の局長起用により郵便が地元と円滑かつ密接に結びつき、さらなる郵便事業の普及に多大なる効果があること、等があげられる。一方で、④三等局へ支給される経費が必ずしも潤沢でない場合、従業員に対する給与をはじめとする待遇が悪化し、人材の採用が困難となること、⑤創業時と異なり、取扱業務等の増加などにより局の規模が拡大し、局舎や局内設備充実のため、三等局長に相当額の負担を強いられること、⑥郵便創業時より局長に対する手当が僅少であること、⑦切手および印紙類の不正売捌きおよび土地の経済状況の差による収入の不均衡等が問題点として指摘されてきた⁽¹⁾。

1 通信省郵務局『三等局制度の改善に就て』（1937年10月）、10～17頁。

ところで、三等郵便局制度の沿革について述べた文献は多く見受けられるが⁽²⁾、この制度の実態や問題点を検討した研究は少ない。管見の限りでは、大島藤太郎と野上敏夫による研究があるのみである。大島藤太郎は、特定局制度の歴史をたどりながら、特定局制度の封建性が通信事業のスムーズな発展を阻害しているとし、労働条件の面においても特定局の職員が劣悪な待遇を受けたと指摘した⁽³⁾。しかし、その議論の焦点は主として戦後の特定局制度のあり方に対する批判に向けられている。野上敏夫は、特定局制度（三等局制度）および局長会史を中心に、郵便事業の歴史を創業当初から昭和後期まで通史として纏めている⁽⁴⁾。岡山県下の郵便局史料を駆使した野上の研究は、特定郵便局（三等郵便局）の実態と問題点について詳細な部分まで明らかにした。しかしながら、三等郵便局経営の焦点ともいえる渡切経費に関する経営史料は現在ほとんど見つかっておらず、渡切経費制度の実態を実証的に解明した研究はまだ出ていない。郵政省編『郵政百年史』においても、渡切制度について「実費精算の方法によらず、事務費の全部または一部を当該局長または主務の官吏に渡切りで交付し、實際上過不足があっても、これを追給したり返納させたりしないことをいう」とあり、1905年に本制度の基礎が確立したことが述べられているに過ぎない⁽⁵⁾。そこで、本研究では、郵政資料館が所蔵する滋賀県の山上郵便局（現在の永源寺郵便局。滋賀県東近江市山上町）の史料を検討し、戦前期の三等郵便局の経営実態を明らかにすることを目的とする。

2 三等郵便局および経費請負制度の沿革

1886年の内閣制度の発足に伴い、様々な法制度が確立・整備されたが、通信関係における法制度の整備、特に三等郵便局長の前身となる郵便取扱役に関する法制度の整備は、既に内閣発足に先立つ1885年より進められている。1885年6月29日に郵便取扱費給与規則、7月9日に郵便取扱役採用規則と郵便取扱役服務規則、11月30日に郵便取扱役手当給与規則が制定された。

その後、1886年3月の地方通信官官制により、郵便局の三等級制が採用された。郵便取扱役が在勤していた郵便局は三等郵便局となり、郵便取扱役は三等郵便局長と改められた。また、従来郵便業務は郵便局と電信業務は電信分局と別々に経営されていたが、1886年11月、これらを合併して郵便電信局とすることが定められた。

郵便局の再編により、従来の局長採用方法や服務規程について改める必要が生じた。そこで、1886年から1888年にかけて「三等郵便局経費受渡規則」、「三等郵便局長採用規則」、「三等郵便局長服務規約」など、三等郵便局関連の規則が次々と制定された。その概要は次の通りである。

- ① 三等郵便局局長は判任とし、満20歳以上の男子で、所定の資産を所有し、なるべく局所在地にある者から適材を選ぶこと。
- ② 郵便受取所取扱人は判任とせず、満20歳以上の男子で、所定の資産を所有し、かつ、受取所所在地にあることを要件として適材を起用すること。
- ③ 局長、取扱人には俸給を支給せず、手当を支給する。
- ④ 局長、取扱人および家族は営利会社の社長、役員となることができ、原則として商業を営

2 例えば、通信省編『通信事業史』第7巻（通信協会、1940年）、郵政省編『続通信事業史』第9巻（財団法人前島会発行、1962年）、小池善次郎編・発行『特定局大鑑』（1950年）、小川常人・高橋善七『特定郵便局制度史』（示人社、1983年）、などを参照。

3 大島藤太郎『封建的労働組織の研究—交通・通信業における—』（御茶の水書房、1961年）。

4 野上敏夫『備前西特定郵便局長会—特定局制度と局長会の歴史』（備前西地区特定郵便局長会発行、1997年）。

5 郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）318～319頁。

むことが許される。

- ⑤局舎または受取所の土地建物は、局長、取扱人が義務として無償提供しこれを確保する。
- ⑥従業員は局長、取扱人が随意に採用するものとし、適宜の給与を支給する。判任官である局長以外の職員は、全て雇員か傭人であった。
- ⑦局務、所務運営のための経費は渡切として局長または取扱人に支給し、局長または取扱人はその支給額をもって人件費、物件費一切を支弁する。
- ⑧局長または取扱人は、局務または所務運営上の全責任を課せられ、損失を生じた場合には原則として弁償責任を負う。
- ⑨郵便局、郵便受取所で売りさばく切手類は局長、取扱人の私金により一定の割引額で調達させる。

①～⑨を見ると、一定の資産を有していること、土地・家屋無償提供の義務、三等局長に対しては俸給ではなく（ほとんどが低額の）手当が支給される等、三等郵便局（郵便受取所）の業務運営のあり方は請負式であったことがわかる。また、三等局長の他職兼務については、もともと局務に支障のあるものは認められなかったが、議員の兼職については、府県会議員の兼職禁止（1891年）、局務に支障のない場合に限り町村会議員兼職の許可（1893年）が明示された。

その後、三等郵便局は1890年以降着実に増加していった。一方で郵便局の窓口で取り扱う業務も拡大していた。明治後期における地域経済の発展により、郵便利用が飛躍的に増加した。1892年10月の小包郵便の取扱開始、1906年3月の郵便振替制度創始（当初は貯金の一種として郵便振替貯金と呼称）など取扱業種も拡大した。

このような窓口業務の拡大により、三等局の中には局の規模を拡大し、地方通信機関として以前より重要性を持つものが増えてきた。従来、業務規模の拡大した三等局は、二等局に改められてきたが（1896年以降の二等局の増加はほとんど三等局が改定されたものである）、予算の問題で改定されない局も多かった。しかし、業務の規模が拡大した三等局を従来のように請負式の業務形態で存続させることは不相当と考えられていた。そこで、1903年3月の「通信官署官制」の制定を機会に、「特定三等郵便局規程」が定められ、大規模となった三等郵便局は徐々に特定三等郵便局としてその業務運営の一部が改められ、従来の三等郵便局（普通集配三等局）と区別されることとなった。また、同時に郵便電信局の名称は廃止され、郵便局、電信局、電話局に整理された。郵便局は、郵便業務と電信業務を取り扱う現業機関となった。さらに1905年4月に全国の郵便受取所が無集配三等局に改定され、三等郵便局は、特定、（普通）集配、無集配の3種類となった。

特定三等局と従来の三等局を比較して最も顕著な相違点は、経費の支給方法である。従来の三等局においては局務運営のための経費は局長が一括して請け負い、特定三等局の経費は、これを管轄する一等局の経理に属する直轄経費と局長が請け負う払切経費に分割され、局員の給与は直轄経費から直接本人へ支給された。また、特定三等局の事務員の任免は局長ではなく通信管理局长もしくは一等局長が行う、特定三等局長の兼職兼務は認められない、月額で局舎料が支給される等の相違点もあった。

郵便局制度の改定とほぼ同時期の1903年3月19日、勅令第44号により、「郵便経費渡切規則」が定められた。従来年末年始の業務に忙殺される職員に対し、慰安のために買与えるミカンなどの費用は次官、局課長、現業局長等の拠金によるもので、これを経費中から捻出できないかと考えていたところ、たまたま在中國郵便局長で領事を兼務していた人から、外務省ではすでにそのような経費は渡切制度によって出されていることを知り、逋信省でも現業局にこの制度を適用してはということになったのが、この制度が採用されるに至ったそもそもの動機だと

されている⁽⁶⁾。全2条からなるこの規則は、通信省の官署で初めて設けられた渡切経費の制度であり、通信大臣は特に指定した郵便局に限り経費の一部を当該局長に交付し、その歳出科目の区分は大蔵大臣と協賛して決めること（第1条）、渡切経費は年額を12分して毎月交付すること（第2条）が定められた。当時この規則が適用されたのは、在外局22局と小規模な二等局34局のみであった。

翌年、勅令第30号（1904年4月6日）により「郵便局経費渡切規則施行細則」（全10条）が定められ、①渡切経費として、器具器械費、式紙帳簿雑品費、図書購買費、薪炭費、点灯費、通信運搬費、傭人費、賄費、諸雑の9種目が定められ、②局長は交付額で所定の経費の一切の支出を負担し、その支出に責任を持つこと、③その支払いに関しては其局所長の責任とし、政府はその責任を負わないことが定められた。

この段階での適用局は、一、二等局であったが、1905年3月、郵便局経費渡切規則を廃止、同月22日に新たに勅令第62号により「通信官署経費渡切規則」が制定され、渡切制度を三等局において実施することとなった。

この渡切規則では、従来の「経費の一部」という記述が「全部又は一部」に改められ経費の範囲が拡大しており、三等局以下通信官署に交付される渡切経費は、従来の9種目に追加して13項目とする。三等局以下事務費、同集配費、同逋送費、船舶車両費の4種目が追加された。

さらに、1907年4月1日、全3章34条におよぶ「通信官署渡切経費施行規程」（公達第258号）が定められ、第3章の「三等郵便局以下ノ局所ニ関スル経理」において、渡切経費の種目は大きく事務費、集配費、逋送費の3種に分けられ、さらにそれぞれの種目において、通常費・臨時費の2種に区分された。この規程の附則において、それ以前の「本規程ニ抵触スル従前ノ規程」が廃止されることが定められており、従来の三等局経費支給関係の全ての規程が廃止された。

そして、渡切経費関係の規程は、1941年に三等郵便局が特定郵便局と改称され第二次大戦を経て2002年度で廃止されるまで100年近くにおよぶ長い間、その後も幾度か細部の点で改正が重ねられながらも基本的な形態は変えられることなく、郵便局の運営費用として存続することとなったのである。

③ 三等郵便局における渡切経費の実態

(1) 山上郵便局について

郵政資料館には、179点におよぶ主に明治末期から昭和初期までの滋賀県山上郵便局の史料が所蔵されている。以下では、滋賀県山上郵便局の事例から、三等郵便局における渡切経費の実態を検討していくことにしたい。

山上郵便局は、1873年7月1日、滋賀県神崎郡山上村に郵便取扱所として開設された。1875年1月に五等郵便局となり、1886年3月の地方通信官官制により郵便局が三等級制に改められたことに伴い、同年4月26日に三等郵便局になり、さらに1903年3月の「通信官署官制」制定後は、集配三等郵便局となった⁽⁷⁾。山上郵便局の局長は、初代今井治郎右衛門から6代局長まで今井家の出身者が務めている⁽⁸⁾。今井家の出自についての詳細は不明であるが、3代局長を務めた今井治郎右衛門（任期1902年1月～1908年10月）が局長を退職して3年後の1911年9月

6 通信省編『通信事業史』第7巻（前掲註2）、620頁。

7 なお、山上郵便局は、1973年7月1日に永源寺郵便局と改称し、現在まで続いている。

8 近畿地方特定郵便局長会史編纂委員会編『近畿地方特定郵便局長会史』（近畿地方特定郵便局長会発行、1990年）11頁。

に神崎郡の郡会議員に当選しており⁽⁹⁾、地方名望家・有力者の出身であると思われる。

「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四拾年度」⁽¹⁰⁾に当時の山上村およびその周辺村の地勢および運輸交通の状況が記されている。これによると、東北南の三方は山岳に囲まれ、西は八日市、南は日野、北は蚊野局区内に接している。山上郵便局の集配区域である市原村・西小椋村・角井村・高野村そして山上村の各村は、「住民比較的進化ノ気風アリ、古来関東各地ニ店舗ヲ授ケ、或ハ行商実業ノ発達ハ益々進捗ノ域ニ発展シツツアリテ、交通自ラ頻繁、随テ郵便物数モ年々歳々増進セリ、其他各部落ハ農ヲ専業トシ傍ラ製茶、養蚕、木材、薪炭等製出ニ従事シ広ク他町村ニ供給ス」とあり、産業が盛んであることが記されている。また、「輸出ハ重ニ東京、信濃、神阪地方、北海道ニシテ、未タ当局ニ電信電話ノ架設ナキ為不便ナルヲ地方人ノ常ニ遺憾トスル所ナリ」とあるように、他地域との交流も盛んであることがうかがえる⁽¹¹⁾。

一方で、「独り山上村ノ東部及東小椋村ノ各部落ハ伊勢ノ国境ニ隣接シ愛知川ノ水源ニ添蟠起伏セル山麓ニ散在セル集落ナレバ、未タ完全ノ道路ヲ有セス土地険阻屈曲多ク不便ノ地ニシテ、氣候寒厳冬降雪期ハ積尺七八及至一丈ニ垂シトシ、夏期愛知川ノ出水汎溢シ時々交通ヲ途絶シ至難ノ地ナリ」とあり、この地域の交通が不便であったことも記されている。同時期の郵便線路を見ると、山上郵便局は八日市郵便局と接続しているが、1924年まで逋送人1人による郵便物逋送が続いていた。

1907年当時の局員構成は、局長1名、通信事務員3名（全て男子）、集配人6名、逋送人1名であり⁽¹²⁾、局の人的規模は、同時期の集配三等郵便局の全国平均値（通信事務員3.4人、集配人4.3人）⁽¹³⁾から見て平均的な規模であったことがうかがえる。

(2) 渡切経費施行初期における山上郵便局の郵便局経営（1905年度）

山上郵便局関係資料には、渡切経費の詳細について記録した史料「明治四拾貳年度 渡切経費整理簿」⁽¹⁴⁾、「大正拾貳年三月従 経費整理簿」⁽¹⁵⁾が残されている。表1は、「明治四拾貳年度 渡切経費整理簿」にもとづき1905年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出を示したものである。

「渡切経費整理簿」は、上段が「受入の部」、下段が「払出の部」に分けられ、それぞれが記載されており、「通信官署渡切経費施行規程」（公達第258号）に基づいて種目（受入22種目、払出29種目）が定められ、それぞれの種目に金額を記入する形式になっている。表1では、山上郵便局に適用された受入、払出額の種目のみを抜き出した。

受入高とは、山上郵便局に毎月交付された渡切経費のことである。渡切経費の経理は、三等局長の裁量に任せるものであるが、「渡切経費整理簿」には、「受入の部」として、事務員給料が何円、郵便集配費が何円、というように、それぞれの経費が銭単位まで厳密に算出された上で交付されていることが分かる。また、当時は局長手当も渡切経費に含まれていた（局長手当が渡切経費の項目から外れ、直轄経費となるのは1911年度からである）。

9 滋賀県神崎郡教育会編・発行『近江神崎郡志稿』上巻（1928年）、683頁。

10 山上郵便局資料、9000-15-12。

11 なお、山上郵便局では、1913年より電信業務、1914年より電話通話、1917年より特設電話事務が開設されている。

12 「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四拾年度」（前掲註10）。

13 逋送省通信局編『通信統計要覧（明治40年度版）』（1909年）より算出。

14 山上郵便局資料、9000-15-16。

15 山上郵便局資料、9000-15-38。

(単位：円)

年 月		1905年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1906年 1月	2月	3月	年度計	
受 入 の 部	局長手当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
	事務員給料	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	15.48	16.48	16.48	196.76	
	同 雑 費	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64	5.44	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	57.28	
	郵便集配費	52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	55.8	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	638.8	
	普通通送費	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	119.7	
	過人夫通送費	1.55	0.99	0.68	0.93	0.8	1.08	0.51	1.98	0.7	0.89	0.32	0.12	10.55	
	計	86.97	86.41	86.1	86.35	86.22	86.8	90.33	88.96	87.68	86.87	87.3	87.1	1047.09	
払 出 の 部	借 家 料	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	66	
	事務員給料	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	18	18	202	
	宿 直 料	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	
	集配人給料	42	44	44	44	45	45	45	45	45	45	45	45	534	
	集配人制服代	21.7										4.22		25.92	
	通送人給料	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	
	過人夫通送料	1.55	0.99	0.68	0.93	0.8	1.08	0.51	1.98	0.7	0.89	0.32	0.12	10.55	
	通送人制服代	4.47				2		0.2	0.35					7.02	
	雪 紙 代	6.55	0.15					0.15		0.1	0.2	0.09		0.12	7.36
	封 筒 代	3.9		0.15	0.11	0.96	0.19	0.105	0.12	0.11	0.14	0.1	0.14	6.025	
	外式紙何点代	4.505	0.25	0.155	0.07	0.09	0.26	0.1	4.25	0.5	0.3	0.08	0.18	10.74	
	行囊締紐代	0.2												0.2	
	筆 墨 代	0.35	0.09	0.24	0.18	0.15	0.285	0.24	0.15	0.25	0.35	0.15	0.2	2.635	
	炭 及 石 油 代	2.12	1.57	1.65	1.4	1.22	1.5	1.43	2.08	3.2	3.29	3.14	2.38	24.98	
	蠟 燭 代	0.1	0.07	0.05	0.13	0.08	0.05	0.1	0.3	0.6	0.75	0.6	0.65	3.48	
	協 議 会 費						2.15			0.26				2.41	
通 信 協 会 費						1.8							1.8		
計	119.445	79.12	81.925	78.82	83.3	85.465	81.685	88.59	84.56	84.81	88.61	83.79	1040.12		
各月過不足高	-32.475	7.29	4.175	7.53	2.92	1.335	8.645	0.37	3.12	2.06	-1.31	3.31			
累積過不足高	-32.475	-25.185	-21.01	-13.48	-10.56	-9.225	-0.58	-0.21	2.91	4.97	3.66	6.97			

(出所) 「明治四拾貳年度 渡切経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-16) より作成。

表1 1905(明治42)年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出

「払出の部」は、実際に渡切経費として交付された額の使途が詳細に記載されている。受入の部の6種目が払出の部のどの種目に充てられたのか、明確でない部分もあるが、事務員給料と過人夫通送費はそれぞれの部で同一名の項目があり、「郵便集配費」(受入)は「集配人給料」と「集配人制服代」(払出)、「普通通送費」(受入)は「通送人給料」と「通送人制服代」(払出)、残りの払出については、「局長手当」や「雑費」等で賄われているように思われる。通信事務員や通送人の給料は、わずかな差はあるが、ほぼ受入の部で定められた額どおりに支払われていた。集配人の給料は郵便集配費52.5円に対し、42円と10円程度の差額があるが、これは集配業務に伴う制服代や備品代等を差し引いた上で、給料が支払われているからと考えられる。1909年の局員構成は、局長、通信事務員(男)2人、集配人6人、通送人1人であったから⁽¹⁶⁾、それぞれ1人当たりの月給は、通信事務員が8~9円、集配人が7~7.5円、通送人は10円と推計できる。そして、局経費の85%以上が郵便局に勤務する職員の給料であったことが分かる。この時期の山上郵便局における渡切経費の経理を見る限り、局員の給料においていわゆる「ピンハネ」の実態は見受けられない。しかしながら、局員の給与面での待遇は決して厚かったわけではなかった。山上郵便局における1909年度の通信事務員の月給は8~9円、集配人の月給は約7円である。1905年の事例であるが、全国三等局の事務員13,372人の給料の平均月額

16 「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四十二年度」(前掲註10)。

は9円35銭であり⁽¹⁷⁾、山上郵便局の局員の月給は平均を若干下回っている。また、南和三等局長協議会において提出された「三等郵便局事務員待遇法に関する上願」⁽¹⁸⁾によると、三等局員の月給は、郡役所の郡書記(18円)、郡吏員(30円)、警察署巡查(14円)、町役場書記(17円)、尋常高等小学校の訓導(男23.3円、女16円)らの月給と比較して半額程度とかなり低かったことがうかがえる。

次に受入額から払出額を引いた過不足高(渡切経費の収支)に注目してみると、年度初めの4月に集配人や逓送人の制服や局内の備品などに費用がかかり、この月の収支は32,475円の赤字が出ている。その後は各月の収支は黒字となっているため、徐々に当初の赤字が解消されていき、年度末には6.97円とわずかながら黒字となっており、ほぼ交付額通りに使用されていたと言えよう。また、年度を通してその収支がほぼ均衡していたことから見て、山上郵便局の渡切経費制度は施行初期の段階においては合理的に機能していたと言えよう。

(3) 大正末～昭和初期における山上郵便局の渡切経費

次に、渡切経費が施行されて20年後の大正末期から昭和初期にかけての山上郵便局の渡切経費の実態をみていこう。

この時期の渡切経費について記載された「経費整理簿」⁽¹⁹⁾は、まず各月の最初に各月分の経費受入高が記され、続いて、事務員給料、集配人給料、局舎料、電灯料といったように、支払項目が順に記されるという形態で、明治末期の「渡切経費整理簿」と比較してシンプルなものになっている。「経費整理簿」には、受入額の明細が記されていないため、どのような計算に基づいて支給されているのかについて知ることはできない。明治末期の渡切経費と比較して、用途がある程度自由になったように思われるが、同時期の「統計資料調査表」の会計の項目には、渡切経費とは別に、経費の内訳が記されている(本稿ではこの経費を名目経費と呼称し、渡切経費と区別することにする)。名目経費は、「通常費」と「臨時費」の2種に大別され、その内訳は、「通常費」が「事務費」、「集配費(郵便)」、「集配費(電信)」、「逓送費」の4項目、「臨時費」の場合1926年度以前は明確な分類はなかったが、1927年度以降「月掛貯金臨時事務費」、「局所外貯金臨時事務費」、「郵便別配達費」、「時間外電報取扱費」、「電報別紙配達費」、「其他」の6項目に分類されるようになった⁽²⁰⁾。なお、局長手当は、1911年以降会計項目に計上されているが、経費の項目から外れている。

表2は、「統計資料調査表」の会計項目に記載されている山上郵便局の名目経費のうち、1925～1930(大正14～昭和5)年度の月別推移を示したもので、表3は、「経費整理簿」より、同時期における山上郵便局の渡切経費受入・払出高のうち郵便の部の詳細を月別に示したものである。この2つの表を比較することにより、山上郵便局の名目上の経費と実際の用途について比較することができる。

表2から、事務費と集配費2種目の合計額が名目経費の常に9割程度を占めていることが分かる(1925年度の臨時費は計上されておらず、記載漏れと思われる)。通信事務員は1925年に5人所属していたのが翌26年に3人まで減り、1928年に一旦4人となるが、1929～30年に再び3人に減るなど人員数に3度の変化があったにもかかわらず⁽²¹⁾、事務費はこの6年間を通して

17 中村稲造「三等郵便局員優遇論」(『交通』第376号、1906年10月)13頁。

18 『交通』399号(1907年10月)29～32頁。

19 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(前掲註15)。

20 「昭和四年度統計資料調査表」(山上郵便局資料、9000-15-30)。

21 「局務原簿」(山上郵便局資料、9000-15-27)。

(単位：円)

年 月	局長手当	名 目 経 費			経費合計 (A)	渡切経費受入高 (B)	(B-A)
		通 常 費		臨 時 費			
		事務費	集配費				
1925年4月	16.0	176.1	263.95		440.05	439.46	-0.59
1925年5月	16.0	176.1	263.95		440.05	449.55	9.5
1925年6月	16.0	176.1	263.95		440.05	494.81	54.76
1925年7月	16.0	176.1	263.95		440.05	476.54	36.49
1925年8月	16.0	176.1	263.95		440.05	458.63	18.58
1925年9月	16.0	176.1	263.95		440.05	475.27	35.22
1925年10月	16.0	176.1	263.95		440.05	478.18	38.13
1925年11月	16.0	176.1	263.95		440.05	475.85	35.8
1925年12月	16.0	176.1	263.95		440.05	472.57	32.52
1926年1月	16.0	176.1	263.95		440.05	488.23	48.18
1926年2月	16.0	176.1	263.95		440.05	459.66	19.61
1926年3月	16.0	176.1	263.95		440.05	469.55	29.5
1926年4月	16.0	176.1	263.95	4.49	444.54	444.54	0
1926年5月	16.0	176.1	263.95	24.33	464.38	464.38	0
1926年6月	16.0	176.1	263.95	19.96	460.01	463.28	3.27
1926年7月	16.0	176.1	263.95	22.23	462.28	466.86	4.58
1926年8月	16.0	176.1	263.95	26.81	466.86	476.99	10.13
1926年9月	16.0	176.1	263.95	36.94	476.99	455.4	-21.59
1926年10月	16.0	176.1	263.95	15.35	455.4	469.46	14.06
1926年11月	16.0	176.1	263.95	29.41	469.46	463.12	-6.34
1926年12月	16.0	176.1	263.95	23.07	463.12	484.29	21.17
1927年1月	16.0	170.43	263.95	49.91	484.29	468.64	-15.65
1927年2月	16.0	170.43	263.95	34.26	468.64	475.17	6.53
1927年3月	16.0	169.67	200.36	105.14	475.17	389.82	-85.35
1927年4月	16.0	177.66	217.4	13.91	408.97	397.15	-11.82
1927年5月	16.0	177.66	217.4	50.45	445.51	461.51	16
1927年6月	16.0	177.66	217.4	15.5	410.56	426.56	16
1927年7月	16.0	177.66	217.4	21.05	416.11	432.11	16
1927年8月	16.0	177.66	217.4	12.7	407.76	423.76	16
1927年9月	16.0	177.66	217.4	25.76	420.82	436.82	16
1927年10月	16.0	177.66	217.4	24.39	419.45	435.45	16
1927年11月	16.0	177.66	217.4	22.63	417.69	433.69	16
1927年12月	16.0	177.66	217.4	75.38	470.44	486.44	16
1928年1月	16.0	177.66	217.4	5.17	400.23	416.23	16
1928年2月	16.0	180.95	217.4	122.07	520.42	431.42	-89
1928年3月	16.0	180.95	217.4	82.06	480.41	403.73	-76.68
1928年4月	16.0	180.95	217.4	21.4	419.75	421.95	2.2
1928年5月	16.0	180.95	217.4	18.72	417.07	419.27	2.2
1928年6月	16.0	180.95	217.4	30.91	429.26	431.46	2.2
1928年7月	16.0	180.95	217.4	23.8	422.15	424.35	2.2
1928年8月	16.0	180.95	217.4	21.99	420.34	422.54	2.2
1928年9月	16.0	180.95	217.4	36.21	434.56	436.76	2.2
1928年10月	16.0	180.95	217.4	30.26	428.61	430.81	2.2
1928年11月	16.0	180.95	217.4	23.76	422.11	424.31	2.2
1928年12月	16.0	180.95	217.4	35.91	434.26	436.46	2.2
1929年1月	16.0	180.95	217.4	15.4	413.75	414.4	0.65
1929年2月	16.0	180.95	217.4	80.43	478.78	479.43	0.65
1929年3月	16.0	180.95	217.4	28.82	427.17	427.82	0.65
1929年4月	16.0	180.95	217.4	34.2	432.55	421.34	-11.21
1929年5月	16.0	180.95	217.4	32.39	430.74	429.64	-1.1
1929年6月	16.0	180.95	217.4	28.26	426.61	427.83	1.22
1929年7月	16.0	180.95	217.4	32.06	430.41	425.31	-5.1
1929年8月	16.0	180.95	217.4	45.545	443.895	417.54	-26.355
1929年9月	16.0	180.95	217.4	33.155	431.505	446.75	15.245
1929年10月	16.0	180.95	217.4	35.275	433.625	428.32	-5.305
1929年11月	16.0	180.95	217.4	29.66	428.01	432.2	4.19
1929年12月	20.0	180.95	217.4	24.465	422.815	427.07	4.255
1930年1月	20.0	180.95	217.4	20.35	418.7	399.17	-19.53
1930年2月	20.0	180.95	217.4	19.025	417.375	406.18	-11.195
1930年3月	20.0	180.95	217.4	15.435	413.785	380.61	-33.175
1930年4月	20.0	180.4	203.06	17.82	401.28	395.67	-5.61
1930年5月	20.0	180.4	203.06	20.09	403.55	397.03	-6.52
1930年6月	20.0	180.4	203.06	17.54	401	404.66	3.66
1930年7月	20.0	180.4	203.06	10.6	394.06	401.15	7.09
1930年8月	20.0	180.4	203.06	16.55	400.01	354.21	-45.8
1930年9月	20.0	178.75	213.3	15.03	407.08	393.68	-13.4
1930年10月	20.0	178.75	213.3	22.79	414.84	413.82	-1.02
1930年11月	20.0	178.75	213.3	22.09	414.14	419.45	5.31
1930年12月	20.0	178.75	213.3	23.19	415.24	415.98	0.74
1931年1月	20.0	178.75	213.3	14.65	406.7	418.96	12.26
1931年2月	20.0	178.75	213.3	13.96	406.01	412.62	6.61
1931年3月	20.0	178.75	213.3	19.685	411.735		

(出所) 局長経費および名目経費については、「大正十四年度統計資料調査表」～「昭和五年度統計資料調査表」(山上郵便局資料、9000-15-30、郵政資料館所蔵) 渡切経費受入高は、「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-38) より作成。

表2 1925～30(大正14～昭和5)年度における山上郵便局名目経費の月別推移

(単位：円)

年月	渡切経費 受入高	渡切経費支払高											臨時 支払	支払 高計	過不足高		
		事務費 (事務員給料)	集配費 (集配人給料)	局舎料	電灯料	新聞代	炭代	制服代	用紙・ 封筒・ 備品代	電報別 配達費	雑費	三等局長会 費・局員奨 励会費					
1925年4月	439.46	156	266	12	2	1.05	6.24					38.65	1.54			483.48	-44.02
1925年5月	449.55	161	266	12	2	1.05	6.24	27.48	17.9			33.2	1.54			528.41	-78.86
1925年6月	494.81	170	269	12	2	1.05	6.24					17.2	1.54			479.03	15.78
1925年7月	476.54	170	269	12	2	1.05	6.24					32.7	1.54	18.11		512.64	-36.1
1925年8月	458.63	170	269	12	2	1.05	6.24					34.3	1.54			496.13	-37.5
1925年9月	475.27	170	269	12	2	1.05	6.24					36.55	1.54			498.38	-23.11
1925年10月	478.18	170	269	12	2	1.05	6.24					32.15	1.54	6.5		500.48	-22.3
1925年11月	475.85	170	269	12	2	1.05	6.24	34.81				18.85	1.54		20	535.49	-59.64
1925年12月	472.57	170	269	12	2	1.05	6.24		17			14.2	1.54			493.03	-20.46
1926年1月	488.23	161	269	12	2	1.05	6.24						1.54			452.83	35.4
1926年2月	459.66	93	269	12	2	1.05	6.24					20.2	1.54			405.03	54.63
1926年3月	469.55	105	269	12	2	1.05	6.24					27.15	1.54			423.98	45.57
1926年4月	444.54	101.4	269	12	2	1.05	6.24	17				18.6	1.54			428.83	15.71
1926年5月	464.38	102.6	269	12	2	1.05	6.24			6.38		25.55	1.54	5.5		431.86	32.52
1926年6月	463.28	93	269.5	12	2	1.05	6.24					25.85	1.54	13.7		424.88	38.4
1926年7月	466.86	97	276.05	12	2	1.05	6.24					35.55	1.54	17.08		448.51	18.35
1926年8月	476.99	100	276.05	12	2	1.05	6.24					28.57	1.54			427.45	49.54
1926年9月	455.4	109	269.5	12	2	1.05	6.24					27.35	1.54	14.4		443.08	12.32
1926年10月	469.46	100	276.05	12	2	1.05	6.24			22.66		19.8	1.54			441.34	28.12
1926年11月	463.12	100	269.5	12	2	1.05	6.24					20.85	1.54			413.18	49.94
1926年12月	484.29	100	276.05	12	2	1.05	6.24			4.56		25.65	1.54			429.09	55.2
1927年1月	468.64	100	276.05	12	2	1.05	6.24					31.55	1.54			430.43	38.21
1927年2月	475.17	100	256.4	12	2	1.05	6.24					22.65	1.54			401.88	73.29
1927年3月	389.82	100	207.15	12	2	1.05	6.24					28.67	1.54			358.65	31.17
1927年4月	397.15	106	198	12	2.06	1.05	6.24					32.85	1.54		317.31	677.05	-279.9
1927年5月	461.51	106	198	12	2.06	1.05	6.24	10.78				27.55	1.54	7.7		372.92	88.59
1927年6月	426.56	106	198	12	2.06	1.05	6.24					33.7	1.54	16.55		377.14	49.42
1927年7月	432.11	106	210.9	12	2.06	1.05	6.24					24.65	1.54	14.24		378.68	53.43
1927年8月	423.76	106	210.9	12	2.06	1.05	6.24					35.75	1.54			375.54	48.22
1927年9月	436.82	106	207	12	2.06	1.05	6.24					40.85	1.54	3.06		379.8	57.02
1927年10月	435.45	106	210.9	12	2.06	1.05	6.24	13.64				34.5	1.54			387.93	47.52
1927年11月	433.69	102	207	12	2.06	1.05	6.24					27.1	6.7			364.15	69.54
1927年12月	486.44	102	217.9	12	2.06	1.05	6.24					19.25	1.54			362.04	124.4
1928年1月	416.23	102	237.4	12	2.06	1.05	6.24					29.9	1.54			392.19	24.04
1928年2月	431.42	102	210.1	12	2.06	1.05	6.24					18.3	1.54	4.64		357.93	73.49
1928年3月	403.73	102	217.9	12	2.06	1.05	6.24					22.18	1.54	3.24		368.21	35.52
1928年4月	421.95	102	214	12	2.06	1.05	6.24			1.76		26.35	1.54			367	54.95
1928年5月	419.27	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24	9.56				29.75	1.54	6.4	0.52	382.02	37.25
1928年6月	431.46	95	214	12	2.06	1.05	6.24					20.74	1.54	13.75		366.38	65.08
1928年7月	424.35	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24					22.61	1.54	22.69	14.5	395.59	28.76
1928年8月	422.54	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24					33.23	1.54			369.02	53.52
1928年9月	436.76	95	214	12	2.06	1.05	6.24					26.86	1.54	7.83		366.58	70.18
1928年10月	430.81	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24	9.6				22.86	1.54			368.25	62.56
1928年11月	424.31	95	214	12	2.06	1.05	6.24					32.72	1.54			364.61	59.7
1928年12月	436.46	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24					36.12	1.54			371.91	64.55
1929年1月	414.4	135	233.5	12	2.06	1.05	6.24			3.04		38.16	1.54		15.5	448.09	-33.69
1929年2月	479.43	135	206.2	12	2.06	1.05	6.24					14.53	1.54			378.62	100.81
1929年3月	427.82	135	217.9	12	2.06	1.05	6.24			3		25.85	1.54			404.64	23.18
1929年4月	421.34	135	214	12	2.06	1.05	6.24					30.3	1.54			402.19	19.15
1929年5月	429.64	135	217.9	12	2.06	1.05	6.24	9.76	11.4			27.2	1.54			424.15	5.49
1929年6月	427.83	135	214	12	2.06	1.05	6.24		77			23.29	1.54	24.64	10	506.82	-78.99
1929年7月	425.31	102	217.9	12	2.06	1.05	6.24		0.59			26.35	1.54		0.93	370.66	54.65
1929年8月	417.54	102	217.9	12	2	1.05	6.24					40.2	1.54	4.03		386.96	30.58
1929年9月	446.75	102	214	12	2	1.05	6.24					27.8	1.54	3.8		370.43	76.32
1929年10月	428.32	102	217.9	12	2	1.05	6.24	12.06				30.17	1.54			384.96	43.36
1929年11月	432.2	102	214	12	2	1.05	6.24					28.3	1.54			367.13	65.07
1929年12月	427.07	102	217.9	12	2	1.05	6.24					6.88	1.54			349.61	77.46
1930年1月	399.17	104	217.9	12	2		6.24					15.3	1.54		33	391.98	7.19
1930年2月	406.18	104	206.2	12	2	1.05	6.24			3.94		14.36	1.54			351.33	54.85
1930年3月	380.61	104	217.9	12	2	1.05	6.24					9.1	1.54			353.83	26.78
1930年4月	395.67	104	214	12	2	1.05	6.24			8.27		13.09	1.54			362.19	33.48
1930年5月	397.03	104	217.9	12	2	1.05	6.24	8.36				15.39	1.54	28.16		396.64	0.39
1930年6月	404.66	104	214	12	2	1.05	6.24					13.26	1.54	2.94		357.03	47.63
1930年7月	401.15	104	217.9	12	2	1.05	6.24					6.5	1.54			351.23	49.92
1930年8月	354.21	138	203.9	12	2	1.05	6.24					11.87	1.54			376.6	-22.39
1930年9月	393.68	138	217.9	12	2	1.05	6.24					26.35	1.54			405.08	-11.4
1930年10月	413.82	138	203.9	6	2	1.05	6.24	10.54				22	1.54	5.1		396.37	17.45
1930年11月	419.45	138	200	6	2	1.05	6.24					19.98	1.54			374.81	44.64
1930年12月	415.98	138	203.9	6	2	0.9	6.24			1.12		12.57	1.54	2.83	11.53	386.63	29.35
1931年1月	418.96	113	203.9	12	2	0.9	6.24					13.54	1.54		11.7	364.82	54.14
1931年2月	412.62	113	206.2	12	2	0.9	6.24					9.98	1.54			351.86	60.76

(出所) 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-38)より作成。

表3 1925～1930(大正14～昭和5)年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出高の月別推移(郵便の部)

ほとんど変化がない。一方、集配費は1927年3月に月額が約60円減少しているが、これは集配人が1人減員したためだと考えられる。従って、臨時費を足した名目経費の合計は、集配費の減額分を除いて目立った変化は見受けられない。

また、表中の(B-A)は、各月の名目経費の合計額(A)と渡切経費受入高(B)の差額を示したものであるが、両経費はほとんどの月で一致していない。完全に一致しているのは、1926年4～5月のみで、この6年間に限って見れば、前半は、概ね渡切経費の方が名目経費に対して一定額多めに支給されていることがうかがえる。しかし、やがてその有剰分は年度を経る毎に徐々に減少していき、1929年以降は逆に渡切経費が名目経費分に対して不足している。

次に表3をみると、表2と同様、事務費と集配費が渡切経費支払高の8割以上を占めている。また、局舎料、電灯料、新聞代、炭代、雑費の5種目はこの6年間を通してほぼ固定的であり、夏冬2度の衣替えの季節に制服代が発生し、用紙・封筒など備品代、三等局長会費・局員奨励会費(会への出席に伴う旅費等も含む)は必要な都度支払われていたことが分かる。

受入高から支払高を引いた過不足高(渡切経費の収支)に注目すると、1925年度は、170.61円もの赤字を計上しているが、それ以後の年度の場合、赤字を計上している月が何度か生じているが、1926年度は442.77円、1927年度は391.29円、1928年度は586.85円、1929年度は381.91円、1930年2月までは303.97円の黒字と、年間通してみればいずれも大幅な黒字となっていることが分かる。赤字、黒字いずれにせよ、明治末期の渡切経費と比較して、収支の均衡が大きく崩れていることがうかがえる。

まず、1925年度の渡切経費がなぜ大幅な赤字となったのかについて検討してみよう。名目経費の項目(表2)と渡切経費の支払高の項目(表3)を比較すると、わずかな差額はあるものの、事務費(事務員給料)、配達費(配達人給料)ともほぼ名目経費で定められた額通りに支払われていることが分かる。しかし、その場合、受入高から事務費と集配費を差し引いた残額のみでその他8項目を賄うことはできず、その結果赤字を計上する月がほとんどであった。赤字を計上しているにもかかわらず、受入高の動向からは、山上郵便局に対して少なくとも不足分の補填のために渡切経費を増額した様子は見受けられない。

次年度以降は、赤字から一転して大幅な黒字を計上している。その原因は、事務費の大幅な削減である。名目経費では、1926年度も変わることなく、事務費は176.1円と定められているが、渡切経費における事務費は、名目経費よりも約70円程度削減して、100円程度に定められている。その約70円分を配達費を除く残りの10項目の費用に充てても毎月有剰金が生じるため、年間で大幅な黒字となっているのである。

渡切経費の事務費70円分の減額は、山上郵便局の通信事務員人数が5人から3人に減員されたことによるものであろう。渡切経費の事務員給料から事務員1人当たりの月給を推計したとき、大体35円前後であったから、70円の減額は事務員2人減員分とほぼ一致する。しかし名目経費の事務費は事務員の減員にも関わらず減額されていないから、渡切経費の事務費の減額は、局長の裁量によるものと考えられる。名目経費の事務費給料に事務員の減員が反映されず、渡切経費受入高にも減額が見られなかったのは、支給者側に浮いた額で残りの経費に充てさせようとした意図があったためかどうかは不明だが、いずれにせよ渡切経費制度施行当初のような厳密かつ適切な経費配分は見られない。

集配費の場合、1925～26年度までは、名目経費より若干上回る額が支給されていたが、1927年度は一転してほとんどの月で低めに支給されている。1928年度以降は、ほぼ名目経費どおりに支給されている。2、4、6月など日数が少ない月は名目経費より若干低めに支給され、逆に1月のような繁忙期には多めに支給される場合があった。1929年以降景気の悪化に伴い、渡

切経費が総じて名目経費よりも少なめに支給されるようになると、渡切経費の黒字分も減少してくる（1928年度の586円から1929年度は381円と200円以上黒字幅が減少した）。その影響からか、1930年度後半には集配費において15円程度の削減が行われた。

このように、大正末期～昭和初期における郵便の部の渡切経費を見ると、三等郵便局の経営実態に合わせて厳密に定められた経費支給はなくなり、三等局長は、限られた渡切経費で局経営をやり繰りしていかなければならなかったのである。

また、渡切経費は簡易保険業務にも支給された。簡易生命保険は、「社会改良及び下級民の生活状態の改善」（箕浦通信大臣の所信）を目的として1916年10月より実施された。山上郵便局では1917年より記録が残っており、同年に13口の契約申込があった⁽²²⁾。表4は、1925～1930年度における山上郵便局の渡切経費のうち保険の部の詳細を月別に示したものである。

「経費整理簿」の保険の部については記載漏れが多く、完全な統計は作成できないが、簡易保険業務に支給される渡切経費は、配達人の集金活動に支給される「集金費」、集配人が集配先であるいは局員が窓口にて保険加入の勧誘を行い、契約が成立した際に一定の割合で支給される「集配人勧誘手数料」、「局員窓口勧誘費」、簡易保険業務（主として勧誘活動）に伴う「集配人・局長出張費」、「特別手当・謝金」、「備品代」の6項目に分類することができる。支払高の大部を占めるのは「集金費」であり、受入高の約4分の1を占める。「集配人勧誘手数料」がそれに次ぐが、大口の契約が成立した場合、手数料が集金費を上回ることもある。渡切経費の統計上から、三等郵便局の簡易保険業務の普及において重要な役割を果たしたのは、集配人であったことがうかがえる。

保険の部の渡切経費支払高は、「集金費」を除き、契約が成立した際の報酬や、不定期に生じる出張費や備品代などであるため、経費の過不足高はほとんどの月で黒字となっている。その支払高の性質によるためか、渡切経費が全く支給されない月もあったが（表4の期間では6度）、それでも年間合計で毎年500円前後の有余金が生じている。

従って、郵便の部と保険の部の渡切経費の過不足金を単純に合計すれば、郵便の部で赤字となっていた1925年度でも470円の黒字、郵便の部でも黒字となった1926年度は940円、1927年度は911円の有余金を計上することになった。

4 三等郵便局制度の抱える諸問題

(1) 三等郵便局経営上の問題

山上郵便局の渡切経費について検討の結果、渡切制度施行当初は局の経理に見合った額が交付されており、収支はほぼ均衡していたが、約20年後の大正末期～昭和初期になると、経費の使途の厳密性は薄れ、局長の裁量により主に人件費（事務員給料、集配人給料）を調節しながら経営していたことがうかがえた。野上敏夫によると、当時渡切経費の性質については、渡切経費制度施行当初の法規にあるように、経費は「交付」されるものであり、「支給」ではなかったため、一種の私金の交付であるから公金であるという「公金説」と、支給された者の私金ではあるが、当該官署の事務費として指定された目的に対する義務が付加されているとする「私金説」の2つの主張があった⁽²³⁾。その「交付」の文字は、1921年に会計法が改正された際に「支給」と改められており、時代が下っていくにつれ、渡切経費を局長の「私金」とする解釈が強

22 「局務原簿」（前掲註21）。

23 野上敏夫（前掲註4）149頁。

(単位：円)

年 月	渡切経費 受 入 高	支 払 高							過不足高
		集 金 費	集配人勧誘 手 数 料	集配人・局長 出 張 費	局員窓口 勧 誘 費	特別手当・ 謝 銭	備 品 代	支払高計	
1925年4月	59.16		2.78					2.78	56.38
1925年5月	0		0.75					0.75	-0.75
1925年6月	112.65		1.5					1.5	111.15
1925年7月	0		27.36	8.72				36.08	-36.08
1925年8月	56.42							0	56.42
1925年9月	59.1		17.48	7.58				25.06	34.04
1925年10月	99.71							0	99.71
1925年11月	58.14		16.88	6.86				23.74	34.4
1925年12月	144.89		0.75					0.75	144.14
1926年1月	0		0.68					0.68	-0.68
1926年2月	90.84	17.36	2.65				18	38.01	52.83
1926年3月	129.57	21.72	18.65					40.37	89.2
1926年4月	96.89	20.58	0.5					21.08	75.81
1926年5月	84.5	21.32	1.5					22.82	61.68
1926年6月	69.57	20.22	3.75					23.97	45.6
1926年7月	67.87	21.16	45.13	15.61				81.9	-14.03
1926年8月	61.87	22.7	0.25					22.95	38.92
1926年9月	121.64	23.2	12.5	9.85			10.75	56.3	65.34
1926年10月	73.89	24.32	6.15	5.65		6		42.12	31.77
1926年11月	104.34	26.56	3.95	1.2				31.71	72.63
1926年12月	84.94	26.24	0.65					26.89	58.05
1927年1月	0	24.82	1.05					25.87	-25.87
1927年2月	96.3	25.94	0.75	2.25	1			29.94	66.36
1927年3月	80.1	13.36	16.1	15.58	2.25	11.5		58.79	21.31
1927年4月	88.47	13.62	1.9					15.52	72.95
1927年5月	0	13.58	1.15					14.73	-14.73
1927年6月	112.56	13.58	1.5					15.08	97.48
1927年7月	60.18	13.72	6.8	11.76		7.5		39.78	20.4
1927年8月	50.13	14.2	8					22.2	27.93
1927年9月	41.54	13.9						13.9	27.64
1927年10月	76.57	14.32	7.2					21.52	55.05
1927年11月	54.72	14.32	2.8	5.5		3.5	14.35	40.47	14.25
1927年12月	136.14	14.74	11					25.74	110.4
1928年1月	76.31	15.56	3.8					19.36	56.95
1928年2月	49.93	14.44	1.5					15.94	33.99
1928年3月	50.87	15.28	17.4					32.68	18.19
1928年4月	81.41	15.06	2.2					17.26	64.15
1928年5月	61.8	15.28						15.28	46.52
1928年6月	56.16	15.18						15.18	40.98
1928年7月	49.2	15.4	13.5	5.1				34	15.2
1928年8月	72.26	16.16						16.16	56.1
1928年9月	55.02	16.16						16.16	38.86
1928年10月	55.44	16.18						16.18	39.26
1928年11月	54.83	16.04	23.6	8.4				48.04	6.79
1928年12月	0	17.52						17.52	-17.52
1929年1月	75.52								
1929年2月	57.62								
1929年3月	71.82								
1929年4月	50.07								
1929年5月	79.08								
1929年6月	60.26								
1929年7月	71.31	18.52	19.55	3.8		5		46.87	24.44
1929年8月	54.09	18.64						18.64	35.45
1929年9月	99.07	18.66	5.62					24.28	74.79
1929年10月	60.97		28.1	4.28				32.38	28.59
1929年11月	80.44	17.7	1					18.7	61.74
1929年12月	83.84	17.24	1.5					18.74	65.1
1930年1月	74.2	17.06						17.06	57.14
1930年2月	55.66	17.06	4.97					22.03	33.63
1930年3月	92.12	16.9	6.85	12.94				36.69	55.43
1930年4月	83.68	16.84	1.5					18.34	65.34
1930年5月	51.86	16.6						16.6	35.26
1930年6月	1.88	16.48	0.55					17.03	-15.15
1930年7月	102.78	17	26.5	9.07				52.57	50.21
1930年8月	60.54	16.5	0.5					17	43.54
1930年9月	124.31	16.76	1.75					18.51	105.8
1930年10月	96.57	16.66	26.5	6.6				49.76	46.81
1930年11月	59.72	16.32						16.32	43.4
1930年12月	70.89	16.84	11.45	5.5		3		36.79	34.1

(出所) 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-38)より作成。

表4 1925～1930(大正14～昭和5)年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出高の月別推移(保険の部)

まったのではないだろうか。

局長のやり繰りによって、山上郵便局における渡切経費の収支は概ね黒字であったが、その黒字分が局員の給与面の待遇改善に回されたわけではない。明治後期より三等郵便局の局員の待遇が低下している状況は度々問題視され、局員からも待遇改善を求める声が多く出ている。明治末期における山上郵便局の通信事務員および集配人の月給がそのほかの公務員の月給と比較して低額であったことについては前章で述べたが、その傾向は郵便局の取扱業務が増え局員が多忙となっていく大正末期～昭和初期に至っても変わらず、同時期の巡査の初任給は45円、小学校教員の初任給は45～55円、公務員（高等文官試験に合格した高等官）の初任給は75円、銀行（第一銀行水準）の初任給が75円、日雇い労働者の賃金が1日1円63銭～2円13銭であったことに対し⁽²⁴⁾、山上郵便局の局員の平均月給が、事務員が34.3円、集配人が36.8円とかなり低い⁽²⁵⁾。

では、なぜ渡切経費の収支が黒字であったのにもかかわらず、局員の給料を切り詰めなければならなかったのだろうか。主な理由として3つ考えられる。

まず、三等局長は、職務上局舎を供出する義務を負っていた。従って三等郵便局の局舎は局長の私有物であり、局舎の修繕や維持、電信・電話業務の開始に伴う機械設備等の設置のための拡張工事も局長の私費をもって行わなければならなかった。山上郵便局の場合、局舎は局長の私有物ではなかったと考えられ、渡切経費支払高に毎月「借家料」（「局舎料」）が含まれていた。

また、三等局長または局員の過失により、事業に損失をきたした時は、当該局長はその事情の如何に関わらず弁償する義務があった。取扱業務の増加に伴い、郵便局業務も複雑かつ多忙になっていったが、同時に局員の業務上の過失および犯罪も増加した。小堀春樹は、「現在の三等局制度ほど非違に都合の良い制度はない、子供が現金を動かすことの多き現在他に例を見ない。もし発見を恐れずに無茶苦茶やる考えならばどんな事でも出来るのが今の制度である。又一面現在の制度での非違は当然として事業欠損に予め計上しておいても本来ならばいい筋合である。それはあたかも自動車経営に於て過失による人ひきを予め計上しておかねばならぬと同様である」⁽²⁶⁾と指摘している。実際、大正年間において局員の過失および犯罪は854件生じており、局長はこのような不測の事態に対してある程度、非違対策のための費用を確保しておかねばならなかった。

そして、郵便切手や収入印紙買受のための資金確保である。郵便切手類の売捌きに対する報酬は、当初は手数料として交付し、その手数料は現金あるいは郵便切手類をもって交付する等の変遷があったが、1900年10月より買受金額について割引を行い前金制を採用する方法に改められた。収入印紙の売捌制度は1909年より割引買受、前金制にて施行された。つまり、売り捌くべき郵便切手類や収入印紙を一定の割引（切手割引額は1000分の40、印紙割引額は1000分の35）をもって買い受け、それらを基本的に定価で売ることによって収益を得ていたのである⁽²⁷⁾。しかし、三等郵便局の経理は渡切経費であり、郵便切手類や収入印紙の買受・売捌は私的な取引関係であったから、実際には定価だけでなく割引額で売り捌かれることもあった⁽²⁸⁾。後述の山上

24 同時期の他職の初任給については、週刊朝日編『値段の風俗史 上巻』（朝日文庫、1987年）を参考にした。

25 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」、「局務原簿」により算出。

26 小堀春樹『三等局経営の話』（克明堂、1925年）142～143頁。

27 高田重吉『郵便読本』（通信学館、1935年）87～89頁。

28 郵便局の統計数値が詳細に記されている「統計資料調査表」の会計欄には、郵便切手類や収入印紙の売捌代について「定価」と「割引」に分けて記すようになっていた。

郵便局の場合も、統計資料から郵便切手類や収入印紙は相当な部分が割り引いて売り捌いていたことがうかがえる。集配三等郵便局において切手類の買受を行うときは請求書を作成し、代金と共に配給局⁽²⁹⁾に差し出し、その売り渡しを求めることとなるが、集配三等郵便局は自局における売り捌きのためだけでなく、管轄区内の無集配三等郵便局や切手類売捌所の買受請求にも応じる必要があり⁽³⁰⁾、そのため相当種類および相当数の郵便切手類および収入印紙を確保しなければならなかった⁽³¹⁾。それゆえに郵便切手類・収入印紙の買い受けは、集配三等郵便局にとって資金的に相当な負担となったと思われる。例えば山上郵便局における1909年度の切手類売捌代は、定価が981.03円、割引が1656.685円、収入印紙売捌代は、定価が106.48円、割引が292.12円であったが⁽³²⁾、1925年度に至ると切手類売捌代は、定価が3949.05円、割引が3088.13円、収入印紙売捌代は定価872.33円に対し、割引が2633.95円と、時代を下るにつれ急増しており⁽³³⁾、自局の売捌代だけで渡切経費の受入高を大きく上回っていた。高額分の切手類を買い受けるための資金確保のため、局経費をやり繰りしてある程度の有余金を残しておく必要があったのではないかと考えられる。

以上の事情を考慮すれば、三等郵便局の渡切経費にある程度の黒字が計上されようとも、局経営が順調であったとは言い難い。全特顧問であった富塚太郎は、自身が局長になった頃の三等局の実態について「私が昭和十年に就任した時分はまだ請負で、本当に月に何円かの渡切費によって、物が安いとはいいいながら、外務員の被服、自転車、それから薪炭など、あらゆる物を僅かの経費でやらせるんですからね。だから、正直言って、一つの事業として極端に切り詰めた人数で、そして、無理をして経営をしていたんですね」⁽³⁴⁾と回顧している。

(2) 逓信省の三等局待遇改善の不徹底

三等郵便局に対する待遇の低下は、局員の職離れを招く結果となった。野上敏夫は、岡山県牛窓郵便局（岡山県瀬戸内市牛窓町）における内勤職員別移動状況を検討し、大正年間の雇員（事務員等）の採用は延べ42名、退職は35名、傭人（集配人等）の採用は延べ41人、退職は42名と、局員の退職が頻繁であるため、業務の運行を確保するために常に局員を募集せねばならない苦労があったことを指摘している。また、退職者の55%は依願退職、30%は他局への転出によるものであった⁽³⁵⁾。山上郵便局における局員の異動状況を知り得る史料は残されていないが、山上郵便局と同じ滋賀県の石部郵便局（現在の滋賀県甲賀市、当時は三等郵便局）の明治年間における雇員の異動状況をみると、25人中14人が1年未満で退職している。また退職理由については、9人が「家事の都合」等による依願退職、11人が他局への転勤であり、牛窓局の例と同様に異動が頻繁であったことが分かる⁽³⁶⁾。

また、逓信業務の機関誌である『交通』においても、三等局職員から、「将来は郡衙所在地

29 郵便切手および収入印紙の配給局は監督局によって定められる。山上郵便局の場合、大阪逓信局規画課長より出された「規線第11832号通牒」（1927年9月21日）により、同年10月1日より、彦根局（特定三等郵便局）が配給局に定められたことが記録に残っている（「大正拾四年 例規之綴」、山上郵便局資料、9000-15-47）。

30 無集配三等郵便局や切手類売捌所は、受け持ちの集配三等局から、郵便切手類を1000分の30、収入印紙を1000分の25の割引歩合にて買い受けしていた。

31 直鯉「三等局の郵便切手類買受制度の改正を望む」（『交通』第373号、1906年8月）、2～3頁。

32 「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四十二年度」（前掲註16）。

33 「大正十四年度統計資料調査表」（山上郵便局資料、9000-15-30）。

34 「座談会 特定郵便局の果たしてきた役割と将来」（『全特』No479、1993年11月）、7頁。

35 野上敏夫、（前掲註4）230頁。

36 「身分ニ関スル書類」第壹号、第貳号、第参号（石部郵便局資料、8905-17～19、郵政資料館所蔵）。

若や枢要の地の三等局を特定局に改定せらるゝことなきや」(東北の雇)⁽³⁷⁾と三等局の特定三等局への昇格を期待する声や、「通信官吏練習所へは三等局からすぐ入学する訳には行きませんか」(越中東端の一局員)⁽³⁸⁾、あるいは「小生は無集配三等局事務員ですが何年くらい勤続したら文官普通試験委員の詮考を経て通信官署の判任文官に任用さるゝや」(茨木、郵務生)⁽³⁹⁾、「小生は山郷の三等局に奉職する一少年ですが将来通信官吏として斯業に奮励せんとす、通信官吏練習所へは中学卒業生でなければ入学できませんか」(SS生)⁽⁴⁰⁾など、特定三等局以上の大規模局への勤務や通信官吏への昇進を志望する旨の投書が寄せられている。

さらには、1936年10月中旬より約1ヶ月間、青森県のN郵便局において局長と5名の「傭人」(集配人・逋送人ら)が待遇問題(服務加重や低賃金)をめぐる争議が起り、その結果「傭人」3名が辞職するなど、三等局内における労使間の争議にまで拡大した事例も見られた⁽⁴¹⁾。

三等局長たちも、このような職員の「三等局離れ」の実態を無視してはいたわけではない。例えば、1913年5月に開催された第10回近江国三等局長協議会において、逋信大臣元田肇に建議書が提出されているが、その3項目目に、「三等局傭人ニ対スル給料支給額ハ殆ド實際ノ給与ヲ充スニ足ラザルヲ以テ適切ナル改善方法ヲ講ゼラレンコトヲ望ム」とあり、県下三等局員の待遇改善を訴えている。その理由を、「逐年諸物価ノ騰貴ニ伴ヒ民間労働者賃金ハ往年ニ比シ約五割以上増加セルニ不拘、独リ三等局傭人ノ支給ハ旧来ノ儘据置カル、ニ依リ、身体壮健忠実勤勉ナルモノハ全然他業ニ転ズルノ止ムナキニ至リ、最早適當ナル傭人ヲ得ザルニ至レル故ナリ」⁽⁴²⁾としている。

逋信省(政府)側の反応は、同協議会における当時の大阪逋信管理局長・坂野鉄次郎の訓示演説から見て取れる。「今日ノ我ガ事業ニ於テ行政整理ヲ為スニ方リ、種々整理ガ有ラウガ而モ経費ノ節減ヲ為ス行政整理ガ出来ルカ否ヤ…(中略)…吾ガ見タル状況ニ拠レハ種々制度ノ整理スベキコトガアルデアリマシヨ、只多大ノ経費ヲ節スルコトハ余程困難デアリマス、既ニ諸君ノ三等局ノ経営ガ至難デアルト云フコトハ充分本省当局ヲ始メ我々モ察シテ居ル処デアリマス、上ニ尚此際経費ノ節減ニ仍ル整理ヲサレルノdealカラ、本省及ビ我々並ニ諸君ハ共ニ一大決心ヲ以テ之ヲ実施シ、天下公衆ニ向ツテ迷惑ヲ感ゼシメサル様ニセネバナラヌノデアリマスカ実ニ此レハ困難deal、従テ本省ニ於テモ種々ナル方面ニ向ツテ考慮ヲ廻ラシ苦心サレ、或ハ二等局ヲ特定三等局ニ下ゲ、或ハ市内ノ無集配局ヲ減ズル様ナ計画モアリマシタカ、此ノ如キ公衆ニ不便ヲ感ゼシメルト云フ整理ハ甚ダヨロシクナイ、夫レ程迄ニシナクトモ整理ヲスル途ハアルダロウト云フコトニナツタ、従テ如何ニ本省カ苦心シツツアルカハ察スルニ余リアル次第デス」とあり、さらに「今日ト雖モ決シテ諸君ノ処ノ経営ガ容易テナイ困難ナル上ニ物品モ査定ヲ加ヘ充分ノ給与シテナイ、尚此上ヲ儉約スル事ハ非常ニ苦痛dealノデ萬々御察シスルカ、今少シク考ヘラレタナラハ、其結果ハ累々トシテ必要ナル設備ニ代ハルノデアリマス、要スルニ比較問題ヲ根拠トシ、必要ニ応ジ現状ヲ維持シテ公衆ニ迷惑ヲ掛ケナイト云ウ位デハ満足スル事カ出来ナイカラ、進ンデ公衆ニ利便ヲ与フル為メ、絞り出シテモ進運ニ伴フ設備ガシタイノdeal」⁽⁴³⁾とあり、三等局の窮状を重々察しながらも、打開策を講じることがで

37 『交通』第368号(1906年5月)、24～25頁。

38 『交通』第369号(1906年6月)、25頁。

39 『交通』第375号(1906年9月)、23頁。

40 『交通』第381号(1907年1月)、25頁。

41 「機密書類綴」(山上郵便局資料、9000-15-89)。

42 「協第83号」(1913年6月3日)(近江国三等局長協議会『近江国三等局長協議会決議録(第十回)』1913年5月)、15頁。

43 『近江国三等局長協議会決議録(第十回)』(前掲註42)2～4頁。

きないでいる苦しい思いが坂野の演説から伝わってくる。

また、三等郵便局制度の見直しについて、国の財政を握る大蔵省から理解を得られなかったことも待遇改善を遅らせる一因となった。小池善次郎が編纂した『特定局大鑑』によると、「大蔵省に対する予算関係で、経理当局が三等局に関する説明で苦労していたのは昔から聞いた話で、『三等局長には弾力性があるから後廻しにせよ』とか、『その位の事業増進は渡切費で賄えよう』とか辛辣なる査定眼をもつた大蔵当局から逆襲され、ついには取るべき予算が取れぬ。斯ういうのが累積して重大なる結果を持来す」⁽⁴⁴⁾とある。これは、三等郵便局が持つ経済性、利便性を逆手にとった論理の展開といえよう。

さらに、逓信省当局の取った施策も三等郵便局の待遇を低下させた。表5は、1905～1933年における1局当り事務員および集配人人数の推移を等級別（特定三等局以上と普通三等局）に分けて示したものである。この期間に、特定三等局以上の局数は、184から359へと倍増した。一方、集配三等郵便局はもともと局数合計の9割を占めるほどその数は膨大であるが、同時期に4,071から5,022と、さらに951局増加している。無集配三等郵便局を合わせれば、この時期3,066局もの普通三等郵便局が増加したことになる。以上、局数の趨勢を踏まえた上で表5をみていこう。事務員の人員数は、増加率の上では特定三等局以上の場合が1.70倍、普通集配三等郵便局の場合が1.67倍と大差はないが、増員数自体を見ると、特定三等局以上では平均22人増加したのに対し、普通集配三等郵便局では2人程度しか増員していないことになる。また、集配人の場合は、特定三等局以上で1.57倍（約20人）増員したのに対し、普通集配三等郵便局では1.35倍（1.5人）増員と、増加率、増員数ともに事務員に比べて両者の間でさらに差が生じている。

この時期に見られる大規模局に変更した局員の拡充は、「三等局の為に得た少しの予算や定員などがあっても、之を焼石に水的に（膨大な数の普通三等郵便局に一筆者）バラ撒くよりも、重点的に普通局（一等、二等、特定三等局以上の大規模局一筆者）に廻した方が効果的であるという見方、寧ろ必要からその方に傾く」⁽⁴⁵⁾という逓信省の施策（「重点主義」と呼ばれる）の影響による。すなわち、三等郵便局は、国家財政の支援を得られないばかりか逓信省の「重点主義」政策により経費を吸い取られることによって、ますます苦境に立たされることになったのである。

5 むすびにかえて

本稿では、山上郵便局の事例を中心に、渡切経費施行初期の明治末年、および大正末～昭和初期における三等郵便局の経営実態をみてきた。

明治末期における渡切経費は銭単位まで厳密に査定され、月単位では一時赤字を出すことがあったとしても、年度末にはほぼ収支は均衡するよう調整して交付されていた。しかしながら時代を下ると、渡切経費に関する査定の適正性が薄れ、年度によっては、大幅な赤字もしくは黒字を計上することもあった。また、局経営の安定のため、受け入れた渡切経費の経費配分が局長の裁量によって変更された実態も見られた。そして、この時期一貫して、局員の給料は、他の公務員の月給と比較してもかなり低く抑えられていたことが明らかになった。

さらに、大正期以降は簡易保険業務にも渡切経費が支給されるようになり、当時の郵便・保険2部門の渡切経費の収支を合計すると、かなりの有剰金が局長の手もとに残ったと思われる

44 小池善次郎編、(前掲註2) 50頁。

45 同上書、50～51頁。

年度	1局当り事務員人数			1局当り集配人人数	
	特定三等局以上	普通（集配）三等局	無集配三等局	特定三等局以上	普通（集配）三等局
1905	31.4	3.4	—	35.3	4.2
1906	27.5	3.3	—	30.6	4.2
1907	28.1	3.4	—	31.7	4.3
1908	28.7	3.7	—	31.8	4.4
1909	27.0	3.8	—	31.1	4.3
1910	22.4	3.1	1.6	28.4	4.3
1911	22.3	3.1	1.6	27.3	4.5
1912	22.3	3.2	1.7	26.6	4.5
1913	24.6	3.2	1.7	28.8	4.4
1914	25.3	3.3	1.7	29.4	4.4
1915	25.4	3.4	1.7	30.3	4.5
1916	26.4	3.4	1.7	28.7	4.5
1917	27.9	3.4	1.9	28.7	4.5
1918	32.2	3.5	1.9	32.9	4.6
1919	38.6	4.0	1.9	33.9	4.8
1920	43.5	4.2	1.8	44.0	5.0
1921	47.4	4.3	2.1	47.4	5.2
1922	45.7	4.5	2.1	47.4	5.3
1923	45.1	4.5	2.1	47.8	5.4
1924	44.1	4.5	2.1	48.3	5.4
1925	46.1	4.7	2.2	51.3	5.5
1926	47.3	4.8	2.3	52.3	5.5
1927	49.8	5.1	2.3	55.3	5.4
1928	51.1	5.2	2.4	56.1	5.5
1929	54.8	5.4	2.4	57.6	5.5
1930	53.4	5.5	2.4	56.4	5.6
1931	49.9	5.5	2.5	53.1	5.6
1932	52.6	5.3	2.4	55.5	5.6
1933	53.5	5.7	2.4	55.6	5.7

（出所）『通信統計要覧』（明治38年度～昭和8年度版）より作成。

表5 明治後期～昭和初期における等級別郵便局1局当り事務員および集配人人数の推移

が、その有余分を局員の待遇向上のために回せなかったのは、従来の郵便・電信業務の増加に加え、特設電話や簡易保険などの開始に伴い各局の取扱業務が多様化している中、局員の数的質的低下による業務上の過失および犯罪に備えるため、また、高額におよぶ切手類を買い受けるために、ある程度の資金を確保しておく必要があるからだと考えられる。

三等郵便局の渡切経費が切り詰められ、三等局員の待遇が悪化した要因は、景気の悪化だけでなく行政側の無策にもあった。財政を握る大蔵官僚からの理解が得られなかったことに加え、郵便局への設備・人員補強を特定三等局以上の大規模局のみ偏重するという逋信省当局の「重点主義」政策は三等郵便局の経営悪化にさらなる拍車をかける結果となった。

1925年7月に開催された第12回滋賀県三等局長会では、建議案の第3号として、逋信大臣安達謙藏に、「職務ニ忠実ナラシメ能率増進セシムルハ待遇方法ノ改善ヲ必要ト」し、三等局現

業員委員会の設立、雇員備人給料を直轄経費とすること、雇員備人に対し年功加俸制度を設けること、通信手は試験任用制度とし任用者には経費上十分の待遇をあたえることを要求した⁽⁴⁶⁾。三等郵便局の雇員職員の給料が渡切経費から外れ直轄経費となるのは1937年10月1日のことであり、この建議案が出されて実に12年もの歳月がかかることとなった。本稿では、渡切経費改正後の三等郵便局の経営状況の変化、および1934年の特別会計への移行との関連について検討することができなかった。これらの課題については別稿に譲ることにしたい。

(たはら けいすけ 大阪経済大学 日本経済史研究所 特別研究所員)

46 「滋第272号」(1925年7月16日)。滋賀県三等郵便局長会『滋賀県三等郵便局長会議事録(第拾貳回)』、(1925年7月)。